

議案第 6 3 号

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市立関商工高等学校の通常課程の教育職員について、1 年単位の変形労働時間制を導入するため、この条例を定めようとする。

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項並びに」を「第24条第5項、」に改め、「法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を、「第6条」の次に「並びに給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4」を加える。

第3条第1項中「第3項及び第6条において」を「以下」に改める。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第7条 関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある教育職員については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定により教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を連続して設けることを目的とする場合に限り、勤務条例第2条第1項から第4項まで及び第3条の規定にかかわらず、市の規則で定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をする教育職員にあっては、当該育児短時間勤務又は短時間勤務の内容に従った週休日）を設け、対象期間（その期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間（勤務条例第2条第1項から第4項までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）となるように週休日及び勤務時間を割り振る期間を

いい、1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。)として定められた期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。

3 第1項の市の規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
- (2) 対象期間
- (3) 対象期間の起算日
- (4) 対象期間を定めることができる期間の範囲
- (5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。次号において同じ。）
- (6) 特定期間の起算日
- (7) 対象期間における勤務日（第1項の規定により勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を1月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、同項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和2年文部科学省令第26号）第6条第1項の規定に基づき文部科学大臣が指針（給特法第7条第1項に規定する指針をいう。）に定める措置（次条第1項において「措置」という。）を講ずるものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間として定められた期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、措置を講ずることができなくなったとき又は講ずることができなくなることが明らかとなったときにおいては、当該措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以降において4週間を超えない期間につき1週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間があるときは、当該教育職員に対して、同項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち勤務条例第9条に規定する休日及び勤務条例第10条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を市の規則で定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該指定された勤務することを要しない時間を除く当該教育職員の当該期間における勤務時間について、当該期間を平均して1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるようにするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第1項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、当該指定された勤務することを要しない時間における勤務は、第6条第1項に規定する時間外勤務とみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。